

令和2年
第8回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和2年8月28日（金）午後1時55分～

2. 場 所 南九州市頴娃文化会館（大会議室）

3. 出席委員（17人）

会長	1番	松村 孝徳
会長職務代理	2番	永山 明美
委員	3番	福元 三徳
	6番	吉崎 久男
	9番	桝山 俊孝
	12番	本木下 裕一
	15番	池田 慎
	18番	雪丸 泰親
	4番	桑代 純一
	7番	六反田 達郎
	10番	東垂水 勝秀
	13番	宮原 俊郎
	16番	下之門 信洋
	17番	東垂水美智子
	5番	松永 克生
	8番	松蔭 勝郎
	11番	今市 範男

4. 欠席委員（2人） 14番 月野 貴大, 19番 大隣 初美

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第52号 農地所有適格法人の承認について
- 日程第6 議案第53号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について
- 日程第7 議案第54号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第55号 農地法第4条許可申請に対する許可について
- 日程第9 議案第56号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第10 議案第57号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第11 南九州市総合計画審議会委員の選出について

- 日程第12 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志
農政係長 蔵元 善兼 係員 中村 信介, 松村 建夫
農地係長 福永 正司 係員 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後1時55分

事務局長 定刻になりましたので御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。月野委員、大隣委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。
ただいまの出席人員は 17名で、会議の定足数に達しております。これより令和2年第8回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の76ページを御覧いただきたいと思います。(諸般の報告を行う。)

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 (諸般報告を行う。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください

さい。

議長　　日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、6番 吉崎委員、7番 六反田委員を指名し、会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議長　　日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日8月28日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員　　「異議なし」の声あり

議長　　異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長　　続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長　　それでは、議案審議に関する農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画並びに、議案審議に関しない農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画の合意解約案件について説明いたします。

先ず、農地法第18条第6項の規定による通知事案ですが、別冊1の2ページから10ページになります。40件の合意解約がなされました。

賃貸人は、福岡県春日市の○○○○さん 相続人代表○○○○さん、賃借人は、穎娃町○○の○○○○さん 他の申し入れです。貸人主導によるもの22件、借人主導によるもの18件となっております。地目の内訳は、畑91筆 119,376m²で、穎娃地域37件、知覧地域3件です。

続きまして13ページから19ページになります。農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が38件ございました。

賃貸人は、穎娃町○○の○○○○さん 相続人代表○○○○さん、賃借人は、枕崎市の○○○○さん 他の申し入れです。貸人主導によるもの18件、借人主導によるもの20件となっております。地目の内訳は、田13筆 11,243m²、畑61筆83,203m²の合計74筆 94,446m²で、穎娃地域18件、知覧地域10件、川辺地域10件です。

説明を終わります。

議長　　只今の事案について、質疑はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は3ページから8ページで、今回は、新規認定6件、再認定11件であります。一覧表は4ページ、新規認定個別表は、5ページ・6ページになります。

まず、整理番号1、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、甘藷530a、キャベツ100a、施設野菜の経営を行っていますが、今後は、農地の集約と規模拡大により経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、データ管理の徹底や複式簿記を習得し、併せて制度資金を活用等の農業施設等の更新を行いたい考えです。

次に、整理番号2、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶270aの経営を行っていますが、今後は、茶品種の改植と規模拡大により経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、青色申告を目指すとともに、制度資金を活用し農業機械等の更新を行いたい考えです。

次に、整理番号3、知覧町の 有限会社〇〇〇〇です。現在、お茶33aの経営となっていますが、今後は借地により経営面積を増やすことで、経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、データ管理の徹底により経営管理の合理化を図るとともに、制度資金を活用し施設等の整備を行う考えです。

次に、整理番号4、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶448aの経営を行っていますが、今後は、規模拡大により経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農地を集積することで労働力の省力化を目指し、併せて制度資金も活用し農業機械等の更新を行う考えです。

次に、整理番号5、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、甘藷440a、そらまめ30aの経営を行っていますが、今後は、規模拡大により経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農地の連担化を進め、併せて制度資金を活用し農業機械等の更新を行いたい考えです。

次に、整理番号6、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、キャベツ60a

のみの経営を行っていますが、今後は、甘藷等も加えながら規模拡大に取り組み、経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、青色申告を目指すとともに、制度資金を活用し農業機械の更新を行う考えです。

なお、再認定 11 件の個別表は、資料の 7 ページになりますので、お目通しをお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長　　只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員　　「なし」の声あり

議長　　質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長　　これより審議に入ります。まず、日程第 5 議案第 52 号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長　　それでは、農地所有適格法人の承認についてを説明いたします。資料は 10 ページからです。今回は、穎娃町○○○○番地の 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○さんの案件です。

法人の事業内容としましては、荒茶製造、農産物の生産及び販売で、会社設立は昭和 48 年 11 月 17 日です。構成員は 6 人となっています。資本金の額は 2,000 万円で、経営面積は 15,770 m² となっています。

農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の 4 つの要件を全て満たさなければなりません。

「法人形態要件」については、有限会社です。

「構成員要件」については出資者 6 人で、常時従事する農業関係者が総議決権の 2 分の 1 を超えております。

「事業要件」については、荒茶製造、農産物の生産及び販売が主な事業となっております。

「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。以上、全ての要件を満たしていることを御報告いたします。

議長　　只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はございませんか。

委員　　「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。議案第52号に係る案件については、申請どおり承認することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第52号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議長 次に、日程第6 議案第53号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。福元委員お願いします。

福元委員 報告いたします。16時から19時になります。

申請人は、知覧町〇〇の 社会福祉法人〇〇〇〇です。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇 他2筆、田1,598m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、第二種社会福祉事業を営む法人であり、認定こども園〇〇〇〇の園児に木登り、果樹収穫、火の使用体験をさせる保育の実施に伴い、既存の園庭が手狭であることから、新たに園庭を整備しようとするもので、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側、東側は田に、南側、西側は水路に接しています。土砂流出、雨水、日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

農振除外につきましては、代替地の有無、農地の集団化・農作業効率化への影響、用排水施設の機能低下、土地改良事業完了からの経過年数等について検討することになっております。

審議番号1番につきましては、代替地を検討しましたが合意に至らず、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能低下はなく、土地改良事業完了から13年経過していることから、除外はやむを得ないと判断されます。

説明を終わります。

議長　　只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議長　　質問、御意見はございませんか。

委員　　「なし」の声あり

議長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第53号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員　　「異議なし」の声あり

議長　　異議なしと認めます。

よって、議案第53号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長　　次に、日程第7　議案第54号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長　先ず、お手元の1枚紙の資料を御覧ください。先月の総会の第3条許可申請に対する審議において、26ページ審議番号8番につきまして、譲渡理由が交換、裏の31ページ右側の調査書一番下の欄に弟から兄が農地を受贈するものと記載されており、相違している理由を桜山委員より質問がなされ、26ページの譲渡理由の交換を受贈に訂正していただくよう説明しましたが、申請書類を再度確認しましたところ、『病弱で管理困難な農地を弟から兄へ、管理不要な山林を兄から弟へ交換により譲渡するもの』でしたので、調査書の下線部を※印のとおり訂正させていただきます。

それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請について説明いたします。21ページから23ページになります。

今回の申請は所有権移転18件でございます。譲渡人は、岐阜県可児市の○○○○さん、譲受人は、穂呂町○○の○○○○さん 他の申請です。

地目の内訳は、田1筆 102m²、畑28筆 68,746m²の合計29筆 68,848m²で、理由につきましては、規模拡大10件、受贈5件、相手方の要望2件、空き家物件に接続する農地の取得1件であります。

取引価格につきましては、10aあたり10万円から66万円で、地域別では、穎娃地域10件、知覧地域6件、川辺地域2件でございます。

なお、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、24～37番の調査書、営農計画書及び誓約書のとおりでありまして、すべての案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていくと判断されます。

なお、36番につきましては、審議番号1番の空き家物件に接続する農地取得を理由とする申請地の位置図です。これにつきましては、空き家と接続する農地を同時に取得する場合に、「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」及び「営農計画書」の添付、取得後5年間は所有権移転及び転用は認めないことを条件に、下限面積を1m²とするものです。

続きまして、39番につきましては、審議番号11番の一部申請の地積測量図です。254m²のうち123m²申請するもので、図のとおり分筆して、今回は(B)の部分の申請になります。

説明を終わります。

議長　　只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員　　「なし」の声あり

議長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第54号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員　　「異議なし」の声あり

議長　　異議なしと認めます。
よって、議案第54号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長　　次に、日程第8　議案第55号 農地法第4条許可申請に対する許可についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員から御報告をお願いします。本木下委員お願いします。

本木下委員　　報告いたします。42番から45番になります。
申請人は、穎娃町○○の○○○○さんです。申請地は、穎娃町○○○○番、

畝 444 m²で、○○○自治会に位置します。

申請人は、土地の有効活用を図るために、隣接する原野 1 筆及び近隣の原野 3 筆と一体で申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

申請地の北側は畝に、東側は原野に、南側は道路に、西側は宅地に接しています。土砂流出、雨水、日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性につきましては、申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、関係行政庁の許認可等につきましては、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定証明書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されています。

立地基準につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討したが適地が見つからなかったとのことです。

説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 55 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。

よって議案第 55 号に係る案件については、申請どおり許可することに決定され

ました。

農地係長　　日程第9の審議に入る前に資料の47ページを御覧下さい。

審議番号2番につきましては、資金関係の証明書を本日、総会までに提出するということでしたが、午前中に準備できないと連絡がありましたので、この案件は来月の審議案件とさせて頂きます。

議　　長　　次に、日程第9　議案第56号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から御報告をお願いします。まず、松永委員お願ひします。

松永委員　　報告いたします。審議番号1番です。49ページから51ページになります。

譲受人は、穎娃町○○の○○○○○さん、譲渡人は、穎娃町○○の○○○○○さんです。

申請地は、穎娃町○○○○番○　他1筆、畠549m²で、○○○自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅と倉庫を建築しようとするものです。

申請地の北側、東側は畠に、南側は宅地、畠に、西側は道路に接しています。土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議　　長　　次に、六反田委員お願ひします。

六反田委員　　報告いたします。審議番号3番です。56ページから58ページになります。

譲受人は、大阪市○○区の　株式会社○○○○○、譲渡人は、兵庫県尼崎市の○○○○○さんです。

申請地は、知覧町○○○○番○、畠761m²で、○○○自治会に位置します。

申請人は、太陽光発電事業を営んでおり、経営安定を図るために、申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。

申請地の北側は畠に、東側、南側は道路に、西側は道路、畠に接しています。土砂流出、雨水、日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号4番です。59ページから61ページになります。

譲受人は、鹿児島市の○○○○○株式会社、譲渡人は、知覧町○○の○○○○○さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番、畠 610 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、太陽光発電事業を営んでおり、経営安定を図るために、申請地を譲り受けて、隣接する宅地 1 筆と一体で太陽光発電施設を設置しようとするものです。

申請地の北側、西側は山林に、東側は雑種地、畠に、南側は道路に接しています。土砂流出、雨水、日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号 5 番です。62 ヶ～から 64 ヶ～になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 他 1 筆、畠 495 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側は畠に、東側、南側は道路に、西側は宅地に接しています。土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、福元委員お願いします。

福元委員 報告いたします。審議番号 6 番です。65 ヶ～から 68 ヶ～になります。

譲受人は、知覧町〇〇の 社会福祉法人〇〇〇〇、譲渡人は、熊本市〇〇の〇〇〇〇さん 他 2 名です。

申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、賃借権設定について、福元委員お願いします。

福元委員 報告いたします。70 ヶ～から 72 ヶ～になります。

借人は、知覧町〇〇の有限会社〇〇〇〇、貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番、山林 2,686 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、太陽光発電事業を営んでおり、経営安定を図るために、日当たりが良い申請地を借り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするもので

す。

申請地の北側、西側は道路に、東側は畠、山林に、南側は畠に接しています。土砂流出、雨水、日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 先ず、5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性につきましては、申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、審議番号3番及び4番の太陽光発電施設につきましては、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定証明書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されています。

又、審議番号1番につきましては、申請面積が一般住宅の目安である概ね500m²を超えていましたが、○○番○の東側は高さ2メートルをこえる崖であるため、住宅の建築許可がおりず、狭小で利活用が見込めない土地であることから100m²未満の倉庫を建築するとともに家庭菜園として活用する旨の理由書が添付されています。

審議番号1番の立地基準につきましては、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、農振除外後は第1種農地と判断されますが、概ね50m以内に3戸以上の住宅があることから第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

審議番号3番から5番につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号6番の立地基準につきましては、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、農振除外後は第1種農地と判断されますが、転用目的の施設が社会福祉事業の用に供する施設であることから第1種農地の不許可の例外である『収用法対象事業』に区分されます。

審議番号1番及び6番につきましては、第1種農地に区分されるため、農振除外認可見込後に県常設審議委員会へ意見聴取となります。

続きまして、5条申請賃借権設定につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性につきましては、申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、関係行政庁の許認可等につきましては、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定証明書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されています。

立地基準につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討したが適地が見つからなかったとのことです。

補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第56号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。

よって議案第56号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第10 議案第57号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

別冊1の22ページを御覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は、穂村町○○の○○○○さん、譲受人は、穂村町○○の○○○○さん

ん 他2件です。

畠4筆 6,803 m²で、理由につきましては、規模拡大2件、受贈1件です。取引価格につきましては、10aあたり 125,000 円から 413,000 円で、穎娃地域2件、川辺地域1件です。

続きまして、23番から最終番の「賃貸借利用権の設定」です。

先ず、資料の差替えをお願いします。お手元の2枚紙です。23番、115番、194番、198番になります。下線部が変更箇所になります。なお、資料の空欄につきましては、直近上位の欄と同じ内容になりますので、多少見にくいですが、よろしくお願いします。

それでは、説明いたします。

利用権を設定する者は、穎娃町○○の○○○○さん、設定を受ける者は、穎娃町○○の○○○○さん 他 992 件です。

設定面積は、田 16 筆 10,511 m²、畠 1,904 畠 2,648,777 m²の合計 1,920 番 2,659,288 m²で、穎娃地域 718 件、知覧地域 243 件、川辺地域 32 件となっております。

続きまして、別冊2の1番から最終番の「使用貸借権の設定」です。

利用権を設定する者は、穎娃町○○の○○○○さん、設定を受ける者は、穎娃町○○の○○○○ 他 155 件です。

設定面積は、田 51 筆 31,924 m²、畠 321 畠 422,768 m²の合計 372 番 454,692 m²で、穎娃地域 111 件、知覧地域 39 件、川辺地域 6 件となっております。

以上、全ての案件について、その内容は市の農業経営基盤強化に関する基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認しました。

説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号 450 番から 451 番については○○委員が、番号 961 番から 970 番については○○委員が、また、使用貸借権設定の番号 134 番から 135 番については○○委員が、議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 57 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る

案件のうち、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号 450 番から 451 番と、番号 961 番から 970 番を除く案件、並びに使用貸借利用権設定の番号 134 番から 135 番を除く案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号 450 番から 451 番と、番号 961 番から 970 番を除く案件、並びに使用貸借利用権設定の番号 134 番から 135 番を除く案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 57 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、○○委員、○○委員の退室を求めます。

(○○委員、○○委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 57 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する、賃貸借利用権設定の賃貸借利用権設定の番号 450 番から 451 番と、番号 961 番から 970 番の案件、並びに使用貸借利用権設定の番号 134 番から 135 番の案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 57 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。○○委員、○○委員の入室を許可いたします。

(○○委員、○○委員 入室)

議長 ○○委員、○○委員に報告いたします。議案第57号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次に、日程第11 南九州市総合計画審議会委員の選出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

農政係長 資料の74ページからになります。

添付資料のとおり、企画課より南九州市総合計画審議会の委員推薦依頼がありました。この審議会は、これまで賣代前会長が委員であったことから、今回の選出につきましても、できるだけ会長を推薦して頂きたいと企画課から依頼があったところであります。このことから、先日、会長・会長職務代理・事務局で協議し、松村会長を委員に推薦したいと考えておりますので、委員の皆様方の御承認を頂きたく、よろしくお願ひいたします。

議長 只今、事務局から説明のありました農業委員からの 審議会委員の推薦については、会長を推薦したいとのことです、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
審議会委員は、会長を推薦するということでおよろしいでしょうか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、日程第11について、審議会委員は会長を推薦するということで企画課へ報告いたします。

議長 次に、日程第12 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

柏山委員 先ほどの審議のなかで、たくさんの新規の利用権設定がでてきていますが、データの保全、バックアップ等は外部にされているのでしょうか。

農地係長 国のシステムがありますので、そのなかに入力をします。全国的なシステムですのでバックアップはされています。

本木下委員 先ほどの農業経営改善計画認定者の報告について、再認定の整理番号3番、現状の面積と比較して、目標面積が少なくなっていますが、これでよかつたのでしょうか。

農政係長 農政課で適切に決裁された書類が提出されてきますので間違いはないと思いますが、再確認をしてみます。

松蔭委員 地域で遊休農地が出た場合、どういった優先順位で農家に斡旋しているのでしょうか。

農地係長 基本的には隣に作っている方に、話を持っていきます。荒れている土地については補助金がありますが、作ってくれそうな方に声をかけるという形でしか対応ができません。

松蔭委員 地域に出た場合、新規農家を優先して、そのあと地域の認定農家の順番だと思います。そのあとは集落営農なりに相談するべきだと思います。

農地係長 私たちも地域の実情をあまりわかりませんので、地域を担当する委員さんなり、推進委員さん方に話を持っていきます。

議長 地域に農業委員、推進委員がいますので、声掛けをやって頂きたいと思います。作りたい人が「あそこは荒れているが、だれの名義か。」という場合に、農業委員、推進委員が仲を取り持つて欲しいと思います。

松蔭委員 2～3年前、酪農家がやめて地域にも農地がありましたが、集落営農がいいところだけ抑えて、私たちには小さな農地だけ農業委員会が持っていました。小さい農地だけでなく広い農地も抱き合わせてセットにして欲しいと言って断りました。

議長 そのへんのところは協力しながら、新規就農者がいたら、また、声掛け運動をお願いしたいと思います。
他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

- 事務局長 (今後の日程について連絡する。)
- 議長 只今の件について、御質問はございませんか。
- 委員 「なし」の声あり
- 議長 他にございませんか。
- 福元委員 狹い田んぼがあるんですが、区画整理は難しいという話がありました。自分たちで田んぼをつなぐ場合、市とか国の補助金はないのでしょうか。
- 農地係長 畦畔除去ですよね。耕地サイドでできないことはないと聞いています。ただ、地権者の承諾がいります。
- 福元委員 そこは地権者が全国に散らばっています。そういうなかで、地権者の同意を求めるとというのはなかなか難しいです。農業委員会並びに市を含めて区画を広げて欲しいです。今、皆さん 25 馬力、30 馬力のトラクターを持っていきますので、2畝、3畝の田は難しいので、何か打開策があればいいと思います。
- 農地係長 知覧の農地開発ができなくなったのも、それが原因です。とにかく、土地は権利者がいますので、亡くなったら相続になります。そういう人たちから権利を主張されると手をつけられません。事業を入れる場合は、相続人を特定して承諾をもらわないとなかなか補助事業はできません。
- 福元委員 その地域は放棄地がすごく増えています。図面をみると 20 件くらい増えています。今のままではそこは絶対、放棄地になるのですから、お伺いしました。
- 松蔭委員 農地の売買で中間管理機構を通した場合、個人名義ではできるが、法人化した場合、法人名義でしか所有権移転できないと聞いたのですが本当ですか。
- 農地係長 その方が個人で認定農業者でもあれば買えると思いますが。
- 松蔭委員 田んぼをいっぱい作っている方が、法人化したら法人名義でないと田んぼを買えないから田んぼを買うのをやめると聞きました。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和2年第8回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時5分